

公益社団法人 沖縄県不動産鑑定士協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人沖縄県不動産鑑定士協会(以下「協会」という。) と称する。

(事務所)

第2条 協会は、主たる事務所を沖縄県那覇市に置く。

(目 的)

第3条 協会は、土地基本法(平成元年法律第84号)の理念に則り、県民生活の向上及び県土の健全かつ均衡ある発展に貢献することを使命とし、不動産鑑定士及び不動産鑑定士補(以下「不動産鑑定士等」という。)の品位の保持及び資質の向上並びに不動産の鑑定評価に関する業務の進歩改善を図り、もって不動産鑑定評価制度の発展と土地等の適正な価格の形成に資することを目的とする。

(事 業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 不動産鑑定士等に対する研修会の開催、不動産鑑定評価制度の改善等に資する調査研究及び分析事業
- (2) 県民に対する講演会の開催、刊行物の発行などの不動産鑑定評価制度の普及啓蒙事業
- (3) 不動産に関する無料相談などに関する事業
- (4) 国が行う地価公示における価格均衡実現のための分科会運営支援事業
- (5) 沖縄県の行う地価調査における価格均衡実現のための分科会運営支援事業
- (6) 沖縄県内市町村が行う固定資産評価に関する価格均衡実現のための組織運営事業
- (7) 国税庁が行う相続税評価に関する価格均衡実現のための組織運営支援事業
- (8) 国が行う不動産取引価格情報提供制度への支援事業
- (9) 不動産鑑定評価に関する取引事例等の資料提供事業
- (10) その他協会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、沖縄県内において行う。

第2章 会員及び会費

(種 別)

第5条 協会の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

(1) 正会員 次のいずれかに該当する者（いずれも他の都道府県の不動産鑑定士協会に属している者を除く。）で、協会の目的に賛同して入会した者

ア 沖縄県内に事務所を有する不動産鑑定業者の代表者(その代表者が、沖縄県内に住所又は勤務場所を有しない場合にあっては、その不動産鑑定業者が指名した沖縄県内に住所又は勤務場所を有する者。)

イ 沖縄県内に住所または勤務場所を有する不動産鑑定士又は不動産鑑定士補（アに該当する者を除く）

(2) 特別会員 下記に掲げるいずれかの者で理事会の承認を得た者

ア 不動産の鑑定評価に関する経験豊富な者

イ 本協会の運営等について専門知識を持つ者

ウ 不動産の鑑定評価に特別の理解を示す者

(3) 名誉会員 本協会に特に功労があった者又は学識経験者で理事会において推薦された者

(入 会)

第 6 条 正会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 入会は、正会員にあっては理事会において前条第 1 号の要件に照らしてその認否を決定し、それぞれ会長が本人に通知するものとする。

(入会金及び会費)

第 7 条 正会員は、総会において別に定める会費規程に基づき入会金及び会費（以下「会費等」という。）を納入しなければならない。

2 特別会員及び名誉会員の会費等は免除する。

(会員の義務)

第 8 条 会員は、協会の定款及び諸規則等を遵守し、秩序及び信用を重んじ、その品位を傷つける行為をしてはならない。

(資格喪失)

第 9 条 会員が次の各号の一に該当する場合は、その会員としての資格を喪失する。

(1) 退会したとき

(2) 総正会員の同意があったとき。

(3) 死亡し、若しくは失踪宣言を受けた場合。

(4) 不動産の鑑定評価に関する法律第 16 条各号又は第 25 条各号のいずれかに該当する場合。

(5) 正会員において、不動産の鑑定評価に関する法律第 20 条、第 30 条、第 40 条又は第 41 条の規定により、登録の消除を受けたとき。

(6) 除名されたとき。

(退 会)

第 10 条 会員は、退会届を会長に提出し、任意に退会することができる。

(除 名)

第 11 条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会の決議により、これを除名することができる。

- (1) 会費を 2 年以上納入しないとき。
- (2) 協会の名誉をき損し、または協会の目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他この定款または規則もしくは規程で定める事項に違反したとき。

2 前項により会員を除名しようとするときは、当該会員に対し除名の決議を行う総会の日から 1 週間前までにその旨を通知し、かつ総会においてその会員に弁明の機会を与えなければならない。

(懲 戒)

第 12 条 会員が次の各号の一に該当したときは、理事会の議決を経て会長がこれを懲戒することができる。

- (1) 法令等によって処分を受けたとき。
- (2) 不動産の鑑定評価に関する法律第 2 条第 1 項及び第 2 項の業務につき、不動産鑑定士の品位又は信用を傷つける行為があったとき。
- (3) 協会の名誉をき損し、また協会の目的に反する行為をしたとき。
- (4) 協会の定款、規則もしくは規程または総会の決議に違反したとき。
- (5) 会員として品位を著しく損なう行為または秩序を乱す行為をしたとき。
- (6) その他懲戒すべき正当な事由があるとき。

2 懲戒の審査対象となっている会員は、懲戒手続きが行われている間、第 9 条及び第 10 条の規定を適用しない。

3 懲戒の審査事案については、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会に設置される綱紀・懲戒審査に関する委員会において、同会と共同で懲戒審査対象となっている会員に関する調査及び審査を行う。

4 理事会における懲戒の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の 3 分の 2 以上が出席し、その 4 分の 3 以上の多数をもって行うものとする。

5 前項の規定により会員を懲戒しようとするときは、懲戒の決議を行う理事会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

6 会長は、会員を懲戒したときは、次の総会に報告しなければならない。

7 本条で懲戒が議決されたとき、又は第 9 条で正会員資格を喪失したときは、会長は、当該会員に対し書面によりその内容及び理由を通知しなければならない。

(懲戒の種類)

第 13 条 懲戒は次の 2 種とする。

(1) 戒告

(2) 1 年以内の会員権の停止

2 会員権とは、協会における選挙権、被選挙権、各種会議または委員会への参加権及び表決権並びに施設利用権等をいう。

(抛出金品の不返還)

第 14 条 既に納入した入会金及び会費、その他の抛出金品は、いかなる理由があっても返還しない。また、当該会員がこの法人に対して既に負担している義務は、これを免れるものではない。

第 3 章 総 会

(構 成)

第 15 条 総会は、正会員をもって構成する。

2 特別会員及び名誉会員は総会に出席して意見を述べることができる。

3 第 1 項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第 16 条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 総会で決議するものとして法令で定められた事項

(2) 当該定款にて総会で決議するものとして定められた事項

(開 催)

第 17 条 総会は、通常総会を毎年度 5 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

2 通常総会をもって法人法上の定時社員総会とする。

(招 集)

第 18 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長は理事会により決定された次に掲げる事項を記載した書面を、開催 7 日前までに発送しなければならない。但し、総会に出席しない正会員が書面又は電磁的な方法により議決権を行使することができることとするときは、14 日前までに発送しなければならない。

(1) 総会の日時及び場所

(2) 総会の目的である事項

(3) 総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使できることとするときは、その旨

(4) その他法務省令で定める事項

- 3 会長は、前項の書面による通知に代えて、正会員の承諾を得て、電磁的方法により通知することができる。この場合において会長は、前項の書面を発送したものとみなす。
- 4 総正会員の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示した書面を提出して、総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第19条 総会の議長は、会長又は会長の指名した正会員がこれに当たる。

(議決権)

第20条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決 議)

第21条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

(特別決議)

第22条 前条の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 役員の責任の一部免除
- (4) 定款の変更
- (5) 協会の解散
- (6) その他法令またはこの定款で定められた事項

(書面表決等)

第23条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法により表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第21条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議決権の代理行使)

第24条 総会に出席できない正会員が代理人によってその議決権を行使する場合には、当該正会員又は代理人は、理事会が別に定める代理権を証明する書類を総会の開始時刻までに協会に提出しなければならない。

(書面による議決権の行使)

第 25 条 総会に出席できない正会員が書面によりその議決権を行使する場合には、理事会が別に定める議決権行使書面に必要記載事項を記載し、当該書面を総会の日時の直前の業務時間の終了時まで、協会に提出しなければならない。

(議事録)

第 26 条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及びその総会の出席した正会員の中から当該総会において選任された議事録署名人 2 名が記名押印しなければならない。

第 4 章 役 員

(種類及び定数)

第 27 条 協会に、次の役員を置く。

(1) 理事 5 名以上 10 名以内

(2) 監事 3 名以内

2 理事及び監事は総会の決議によって選任する。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

4 理事のうち 1 名を会長とし、会長以外の 2 名を副会長とし、これらの者以外の 1 名を専務理事とする。

5 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、同項の副会長、専務理事をもって、法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

6 理事会は、会長、副会長及び専務理事を選定及び解職する。この場合において理事会は、総会の決議により会長候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。

(役員構成の制限)

第 28 条 理事について、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他法令で定める特別の関係のあるものの合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

2 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

3 理事又は監事に異動があったときは、2 週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第 29 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、協会の業務の執行の決定に参画する。

- 2 会長は、協会を代表し、業務を執行する。
- 3 副会長及び専務理事は、理事会において別に定めるところにより、協会の業務を分担し、執行する。
- 4 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 30 条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) 理事及び使用人に対して必要に応じて事業の報告を求め、協会の業務及び財産の状況を調査すること。
- (3) 総会及び理事会に出席し、必要のあると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを総会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会開催日とする召集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事会が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること。
- (7) 理事が協会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって協会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員の任期)

第 31 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するまでとする。
- 4 役員は辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の解任)

第 32 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第 33 条 役員に対して、総会において別に定める役員報酬等及び費用に関する規程に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(役員の責任の免除)

第 34 条 協会は、役員の法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の議決によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(顧問及び相談役)

第 35 条 協会に、顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、理事会において任期を定めた上で選任し、会長が委嘱する。

3 会長は、顧問及び相談役に対し、本協会の運営その他重要な事項について意見を求めることができる。

4 顧問は、本協会の業務に関する重要な事項について会長に建議し、又は会長の諮問に応じ会長に助言することができる。

5 相談役は、本協会の業務に関する重要な事項について会長の相談に応ずる。

第 5 章 理 事 会

(構 成)

第 36 条 協会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事で組織される。

(権 限)

第 37 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規則及び規程の制定、変更及び廃止
- (3) 前各号に定めるもののほか本協会の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長並びに副会長、専務理事の選定及び解職

(開 催)

第 38 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に対し召集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その 2 週間以内の日を理事会の開催日とする召集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第 30 条第 5 号の規定により、監事から会長に対し召集の請求があったとき、監事が招集したとき。

(招 集)

第 39 条 理事会は、前条第 3 号により理事が招集する場合及び前条第 4 号後段により監事が招集する場合を除き、会長が召集する。

- 2 会長は、前条第 2 号又は第 4 号前段に該当する場合は、その請求があった日から 2 週間以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び必要に応じて会議の目的たる事項を記載した書面又は電磁的な方法をもって、開催日の 1 週間前までに各理事及び各監事に対して通知しなければならない。ただし、緊急を要するときは、開催通知のための期間を適宜短縮することができる。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第 40 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事会開催のつど議長を選任する。

(定足数)

第 41 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決 議)

第 42 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議決の省略)

第 43 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることの出来る理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 44 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は第 29 条第 4 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 45 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

(理事会の規則)

第 46 条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第 6 章 委 員 会

(委員会)

第 47 条 協会の事業を推進するために必要があるときは、理事会はその議決により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、正会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。

3 委員長の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

第 7 章 財産及び会計

(事業年度)

第 48 条 協会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(会計の原則及び会計規定)

第 49 条 協会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 会計に関する事項は、理事会の定めるところによる。

(事業計画及び収支予算)

第 50 条 会長は、毎事業年度の開始の日の前日までに、次の書類を作成し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類

2 前項の承認を受けた書類については、その内容を直近の総会に報告しなければならない。

3 第 1 項の承認を受けた書類については、当該年度が終了するまで主たる事務所に備え置き一

般の閲覧に供するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第 51 条 協会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、使途及び条件を明示して、総会の承認を得なければならない。この承認には、第 22 条の特別決議を適用する。また、使途及び借入条件を変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第 52 条 協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、同項第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、通常総会に提出し、同項第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 前項の計算書類等については、毎事業年度経過後の 3 ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。
- 4 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 役員報酬支給規程
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- 5 協会は、第 2 項の総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表及び損益計算書を公告するものとする。

(剰余金分配の禁止)

第 53 条 協会は、会員に剰余金を分配してはならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第 54 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第 60 条第 1 項第 11 号の書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第55条 協会の定款は、総会の決議によって変更することができる。但し、第22条の特別決議の規定に基づく。

(解 散)

第56条 協会は、総会の議決その他法令に定められた事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第57条 協会が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益社団法人または公益財団法人である場合を除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日または当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。) 第5条第17号の掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第58条 協会が解散等により清算するときに有する残余財産は、総会の議決により、協会と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事 務 局

(設置等)

第59条 協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第60条 事務所には、次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 総会及び理事会の議事に関する書類
- (6) 財産目録

- (7) 役員等の報酬規程
 - (8) 事業計画書及び収支予算書
 - (9) 事業報告書及び計算書類等
 - (10) 監査報告書
 - (11) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
 - (12) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第 62 条第 2 項に求める情報公開規程によるものとする。

第 10 章 公告・情報公開及び個人情報の保護等

(公 告)

第 61 条 協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(情報公開)

第 62 条 協会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会において別に定める情報公開規程によるものとする。

(個人情報の保護)

第 63 条 協会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会において別に定める個人情報保護規程によるものとする。

第 11 章 補 則

(委 任)

第 64 条 この定款に定めるもののほか、協会の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て会長が定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 協会の最初の会長は、玉城邦治とし、副会長を松永力也及び高平光一とする。
- 3 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益社団法人の設立の登記を行ったときは、第 48 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 (令和 7 年 5 月 22 日一部変更)
この変更は、令和 7 年 5 月 22 日よりこれを適用する。